2020.11.1初版

石田缶詰株式会社

**職場における感染症対策基本ガイドライン（新型コロナを含む）**

主な感染経路は飛沫感染および接触感染なので、手指衛生・咳エチケットなどの基本的な感染症対策を実施。顔や目をむやみに触らないことも重要です。

**（１）社内感染予防管理**

従業員対策

* 1. 手指衛生の徹底及び設備・咳チケット対策やマスクの着用（出勤・退勤時も）
	2. 朝礼での情報共有
	3. トイレ・食堂・事務所にアルコール消毒液（70％～80％）を設置

　　　　工場用エタノールと区別する（工場用エタノールは度数が低い）55％

* 1. 事務所・会議室・食堂に飛沫防止アクリル板を設置
	2. 従業員のモニタリング

＊出勤時の体温測定記録記入

＊発熱や風邪などの症状がある場合出勤させない（37.5度目安）

＊発熱が無くても体調不良を自覚する場合は出社させない

＊勤務中に発熱や体調不良の場合は、マスクを着用させ帰宅させる

　　　　外来者感染予防対策

1. 通常の記録に加え、体温・健康チェック
2. 立会製造のリモート立会い
3. **発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安**
	1. 発症後に少なくても８日が経過している（新型コロナは2週間）
	2. 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失に少なくても３日が経過している事。

＊８日経過：発症日を０日として８日間の事

＊３日が経過：発症日を０日として３日間の事

上記①②の条件を満たし或いは医師から許可された者

1. **職域の消毒基準（手指以外）**
	1. 消毒前には中性洗剤等を用いて表面の汚れを落とす
	2. アルコール消毒液（70％～80％）もしくは次亜塩素ナトリウム（0.05％）を用いる
	3. トイレ消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）を用いる
	4. 消毒は拭き取りが基本（清拭）で消毒剤の空間噴霧は必要ではない
	5. 適切な個人用保護具を適宜使用（マスク・手袋・専用白衣）
	6. 不特定多数が触れるドアノブ、手すり、ボールペンなどの定期的消毒
	7. 不特定多数が利用するトイレ（床を含む）の定期的消毒（週1回以上）

**中に加え、外にもアルコール消毒液を設置し接触感染に対応、掃除の日には通常の清掃に加えて次亜塩素酸ナトリウムを使用する**

* 1. 消毒は毎日実施。
1. **感染者（疑い例を含む）が発生時の消毒**

　　＊保健所からの指示がある場合、それに従って社長以下幹部の指示で職場消毒を行う

　　＊保健所指示が無い場合は、以下を参考にして消毒実施

　　　①消毒対象は感染者の最後の使用から3日間以内の場所

　　　②消毒範囲の目安は、感染者（疑い例含む）の行動エリア半径2メートル。

③十分な換気を行って消毒手順に従って実施

　　　**（５）新型コロナ基本基準**

　　　　　　①**ソーシャルディスタンス（人と人との物理的距離保持）2メートル以上徹底**

**②3密回避（密閉、密集、密接）**

　　**感染者及び濃厚接触者への対応**

　　　＊濃厚接触者定義（感染者との距離1メートル15分以上）又は患者の感染可能期間の起算日が、症状を呈した2日前（以前は発症日以降）　（4/20改定）

＊従業員が感染した場合

①保健所との連携　担当窓口・・・管理本部

**発熱があり医療機関を受診するときは**

発熱外来をご紹介しますので、藤枝市保健センターへ相談してください。

電話：054-646-3177

受付時間：平日8時30分から17時まで（月曜日から金曜日）

上記以外の時間については、24時間体制で発熱等受診相談センターにて相談を受付しています。　　　　　　　電話：050-5371-0561